

自分のことしか考えない経営者

非正雇用労働者・最低賃金違反・解雇

Sさんは、弁当の製造販売会社であるF社で、弁当製造の仕事をしていた。相談内容は、賃上げである。Sさんは、F社の賃金12万円では生活出来ないことから、お茶漬け店など3つの会社で働き長時間労働で疲れ切っていた。

入社当初は、1日の弁当製造は200個程度であり労働時間も短かった。しかし、その後注文が増え1000個程になったが、賃金は12万円のままであった。アルバイトの外国人労働者も3人働いていたが時給1000円であった。

弁当が1000個となってからは、F社での労働時間は15時間（15時～20時、23時～翌日9時）、他に飲食店で2時間（11時～15時）働くという長時間労働であった。

余りに酷い状況であるため、労働組合への加入を勧め、労使交渉で解決を求めた。しかし、社長に最賃違反の差額、残業代の支払いを求めたが、団交にも応じない姿勢を続け、組合に入ったことを理由に解雇してきた。

不当解雇に対する争いも行ったが、会社の廃業の情報が入ったため、東京都労働委員会にあっせん、その後申立てる。すると、社長は、弁当製造の食材をSさんがトラックで持ち出し、横領したと警察に告発してきた。その為、労働委員会の進行が停滞したが、警察は告発しなかった。

実際に横領の事実はなく、弁当製造では、茄子なら8等分に切るなど切れ端を持ち帰つ

たことがある程度である。

労働組合は社長宅などへの要請行動を行い、労働委員会も組合の主張で社長を説得したが、今度はお金がないから払えないとの主張に変わってきた。

結局、低額の金銭解決で終了したが、社長は全社員に未払賃金を残したまま廃業し、外国人労働者は泣き寝入りとなつた。

Sさんは低賃金・長時間労働を続けた結果身体を壊し、ドクターストップが出され、働けない状況であることから、生活保護で治療をしているが、現在も回復するには至っていない。

この会社は労働者が10人未満の零細企業であるが、このような経営者に労働者を雇用する資格はない。噂では、また新たに同じようなことを繰り返しているようである。